

2022年12月26日

「上野ガスでんき」をご利用のお客様へ

上野都市ガス株式会社

上野ガス株式会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」^{※1}に伴う電気料金の値引きについて

本事業は、2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策で、毎月の都市ガス・電気料金に直接反映する形で値引きを行い、エネルギー価格の高騰によって影響を受けるご家庭や企業の負担を直接的に軽減するものです。

当社上野ガスでんきは、東邦ガス株式会社を小売電気事業者とする取次業者として本事業に参画します。電気料金の値引きについては、東邦ガス株式会社と同様に以下の通り適用されます。なお、各月の値引き単価は、検針票等に記載します。

本事業についてお客さまの手続きは不要です。対象期間中は、自動的に料金を値引きいたします。

○電気料金の値引きについて

対 象	・ 「電気需給約款(低圧)」を適用するお客さま
期間および単価 (税込)	・ 2023年2～9月分 （2023年1～8月使用分） ^{※2} ： 7.0 円/kW の値引き ----- ・ 2023年10月分 （2023年9月使用分） ^{※2} ： 3.5 円/kWh の値引き
方 法	・ 値引き期間中は、通常算定される単価から、値引き単価を控除したものを燃料費調整単価とし、電気料金を算定します。 ・ 実際の各月の燃料費調整単価は、 当社ホームページ よりリンクしている 東邦ガスホームページ ^{※3} にてご確認いただけます。

- ※1 本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト（<http://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>）をご参照ください。
- ※2 電気料金 2023年2月分（2023年1月使用分）は、「2023年1月1日～2023年1月31日」の使用量が対象。電気料金2月分のご請求は3月分ガス料金と合算となります。（翌月以降も同様）
- ※3 東邦ガスホームページ「請求月別の燃料費調整単価」記載の請求月は東邦ガスのものであり、「当社2023年2月分」＝「東邦ガス2023年2月請求分」と読み替えて該当月をご確認下さい。上記※2記載の通り、「当社2023年2月分」のご請求は、1ヶ月後の「当社2023年3月ガス料金」と合算でご請求となります。

本事業の実施に伴い、電気需給約款の一部を変更しております。詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

○電気料金の計算方法

当社の電気料金は、毎月、発電の原料となる液化天然ガス（LNG）等の価格変動を反映させる燃料費調整制度にもとづき、燃料費調整単価を算定しております。

値引き単価分は、この燃料費調整単価より控除して電気料金を算定いたします。



値引き単価については、ガス検針票や請求書等に表記をいたします。

（表記の一例）

電気料金は、政府の支援で値引きされています。
電気使用量×7円/kWhの値引き。